

不動産取得に係る税金

印紙税 【国税】

不動産売買契約を締結した場合、契約書に収入印紙を貼付することにより納める税金です。税額は次のとおりです。

契約金額（売買代金）		印紙税額
1万円以上	50万円以下	200円
50万円超	100万円以下	500円
100万円超	500万円以下	1千円
500万円超	1,000万円以下	5千円
1,000万円超	5,000万円以下	1万円
5,000万円超	1億円以下	3万円
1億円超	5億円以下	6万円

登録免許税 【国税】

土地や建物の所有権等の登記をする方が納める税金です。税額は、原則として、取得した不動産の価格の（固定資産税評価額）に税率 20/1000 を乗じた額です。ただし、土地については、税率 15/1000 を乗じた額です。

（令和 8 年 3 月 31 日までの土地売買による所有権移転における軽減措置）

不動産取得税 【県税】

土地や家屋を取得した方が、土地や家屋が所在する都道府県に納める税金です。税額は、土地や家屋（住宅）の価格（固定資産税評価額）の 3%、家屋（住宅以外）については価格（固定資産税評価額）の 4% です。（令和 6 年 3 月 31 日まで）

※令和 6 年 3 月 31 日までに取得した一定の要件にあてはまる住宅や土地を取得した場合には、軽減措置があります。

固定資産税・都市計画税 【市税】

固定資産税は、毎年 1 月 1 日現在で土地や家屋を所有している方（都市計画税は市街化区域内等に土地や家屋を所有している方）が市町村に納める税金です。茂原市の場合、税額は、固定資産税が固定資産税評価額の 1.4%、都市計画税が 0.2% です。